

平成26年度新居浜市国民健康保険事業計画

1 目的

新居浜市国民健康保険事業を適切に実施し、健全かつ安定的な財政運営を行うことを目的として総合的に取り組み、効果的かつ効率的に各事業を推進するために事業計画を定めます。

2 基本方針

平成26年度の国民健康保険事業については、計画的かつ効率的な運営を目的として、次に掲げる重点事業の積極的推進を図るため、また、「国民健康保険法に基づく保健事業等の実施等に関する指針」に基づき事業計画を策定し、その進行管理については、毎年度進捗状況により適宜見直しを図っていきます。そのため、新居浜市国民健康保険運営協議会に事業計画を提案し、承認を得たうえ、事業計画を実施し、その事業進捗結果を報告してまいります。

3 重点事業

平成26年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組んでまいります。

- (1) 国民健康保険料の適正な見直し
- (2) 収納率向上対策事業
- (3) 給付事業の円滑な推進
- (4) 被保険者資格の適用適正化事業
- (5) 医療費適正化事業
- (6) 保健事業
- (7) 広報啓発事業

4 個別の事業計画について

- (1) 国民健康保険料の適正な見直し

国保財政の安定的な運営を図るため、適切な歳入・歳出予算の分析に基づいて、適正な加入者負担による保険料率の設定を行います。

また、平成26年度に低所得者の保険料軽減の拡大として、応益分の2割軽減と5割軽減の軽減判定所得が引き上げられ、また、後期高齢者支援金分と介護給付費納付金分の賦課限度額がそれぞれ2万円ずつ合計4万円の引き上げられるため、システム変更など所要の措置を適切に講じるとともに、被保険者への周知を図ってまいります。

- (2) 収納率向上対策事業

新居浜市においては、平成22年度に各種の滞納債権を総括し対策の検討や滞納処分による債権回収を実施する専門的な部署として、債権管理対策室が設置されています。

国民健康保険料においても悪質滞納者について、平成22年度より一部事務移管（H22年度10件、H23年度2件、H24年度10件、H25年度18件、H26年度10件予定）し、差押え等の滞納処分を実施するなど組織をあげて、収納率の向上に取り組んでいます。また、現課においても「国保料収納対策緊急プラン」を定め、主に次の点に重点をおき、収納対策の向上（保険料収納率の向上）を図っています。

- ①口座振替の加入促進を図るため、新規加入者に対して、窓口及び徴収員による積極的な勧奨を図っていきます。
- ②保険料収納率の向上を図るため、他保険加入者の資格喪失勧奨や賦課係とも連携した申告に基づく国保料軽減の可否等の適切な賦課に努め、計画的な滞納解消を推進していきます。
- ③1年以上の長期滞納者については、財産調査等を実施し、滞納処分を実施していきます。また、収納強化月間（5月、11月）を設定し、より重点的に取り組みます。

目標【保険料収納率の向上】

	現年度課税分	滞納繰越分
平成26年度見込	94.01%	32.50%
平成25年度見込	94.00%	32.49%
平成24年度	93.99%	32.48%
平成23年度	94.04%	31.24%

※数値は、調定ベース

(3) 給付事業の円滑な推進

平成26年度の給付事業の見直しとして、平成20年度より70歳以上75歳未満の被保険者に係る一部負担金割合が法律上2割となったものを予算措置上1割に凍結されたままでしたが、平成26年4月より段階的に見直しを行うことが予定されています。

これは、平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等（誕生日が昭和19年4月2日以降）について、70歳に達する日の属する月の翌月以降の診療分から、療養給付費等に係る一部負担金の割合を本来の負担割合の2割にするものです。

次に、高額療養費の算定基準の見直しについては、負担能力に応じた負担を求める観点から低所得者に配慮した上で、高額療養費の所得区分及び自己負担限度額等を現行より細分化する改定となっており、平成27年1月から施行の予定となっております。

以上の改定点を被保険者の方に事前に周知し、より円滑に推進していくよう努めてまいります。

(4) 被保険者資格の適用適正化事業

被保険者資格の正確な資格の適用は、保険給付だけでなく、未納保険料の縮減にもつながることから、定期的に行ってまいります。

①資格適用の適正化対策

国民健康保険の未適用者について、広報等で加入手続きの周知を図り、加入勧奨を図っていきます。また、社会保険等への加入の可能性がある者についても、加入状況等を調査し、資格喪失を図っていきます。

②退職被保険者にかかる適用

国保連合会から送付される年金受給者一覧表に基づき、退職者医療適用者を適切に把握し、適用するとともに退職者医療制度の周知を図っていきます。

③未申告者対策

所得申告のない者については、適正な所得把握のため、簡易申告書を送付し、未申告者の解消を図ります。

(5) 医療費適正化事業

被保険者の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、増大する医療費支出の適正化を図るため、レセプトの点検及び返納金の徴収、第三者行為の調査等を強化するとともに、保険制度についての啓発や重複・頻回受診者に対する指導、相談を強化します。

①レセプト点検業務

医療費が増大する中で、レセプト点検調査は、直接的な財源効果をもたらすばかりでなく、その調査結果から医療費の構造や実態を把握するための基礎資料となり、さらに得られた情報が保健事業の具体的な取組みの検討材料になっています。

(ア) レセプト点検の主な項目

被保険者資格点検、請求内容点検、給付発生原因の把握、重複・頻回受診者等の把握を行います。

(イ) 点検体制

請求内容点検及び給付発生原因の把握については、非常勤職員3人体制で、実施しています。請求内容点検は、再審査請求等を行い、無駄な医療費の支出を抑制するために非常に有効な点検であり、また、給付発生原因の把握も、当該負傷原因が交通事故等の第三者行為によるものであれば、被保険者から「第三者行為にかかる傷病届等」の提出を求めるなど速やかな求償事務を行うことにつながり、医療費の適正化に資する重要取組みとなっています。

②重複・頻回受診者・重症化予防の訪問指導

受診意識・行動の改善・重症化予防を目的にレセプト及び特定健診結果より該当者を抽出し保健師・管理栄養士による家庭訪問を実施します。

- 頻回受診：ひと月におおむね20日以上受診し、3か月以上継続の人
- 重複受診：ひと月に同一診療科を2か所以上受診し、3か月間継続の人
- 重症化予防：腎機能検査値（eGFR 値 30～60）の方で未治療の人

③ 医療費通知の取組み

被保険者の健康保持増進のため適正受診、健康保持管理の思想を啓発し、さらに医療への関心を促し意識の高揚を図ることを目的に、世帯単位で、年6回実施します。
(2か月分の医療費の内訳を通知)

④ 医療費の分析

医療費の動向や実態把握のため、レセプトデータ等を活用し医療費分析を行い特性を見出し、保健事業に役立てています。

(6) 保健事業

生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の課題解決に向けて、特に特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施し、生活習慣病の早期発見・重症化予防等に努め、被保険者に対する効果的な保健事業を展開しています。

① 特定健康診査・特定保健指導

被保険者の生活の質の維持及び向上と医療費の伸びを抑制するためには、高血糖や高血圧などの有所見者や、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の方への対策が課題となっています。これらの課題解決に向けて、平成20年度以降特定健康診査・特定保健指導が医療保険者に義務付けられ取り組んできました。

平成25年度からは、前期計画の実績及び評価、第2期計画における基本的な指針等を踏まえ、新たに「第2期新居浜市特定健康診査等実施計画」がスタートし実施に努めています。

計画目標

1. 生活習慣病予防対策を効果的・効率的に推進するために特定健康診査等を戦略的に企画・実施すること。
2. 特定健康診査の未受診者の把握や要医療者を把握して受診勧奨を行うことにより、疾病の予防や重症化の防止を行い、被保険者の健康寿命を延伸することによって医療費適正化の推進を図ること。

平成26年度は、引き続き各公民館等で実施する健診結果説明会を約40回程度実施します。また、特定保健指導参加者を対象に市内3か所(上部地区・川東地区・川西地区)において運動教室を開催し地域に分散し、回数を増やす等参加しやすいように工夫します。また、積極的に地域に出向くことで、既存の地区組織と協働しながら、特定健康診査の更なる周知とサービスの充実を行います。

目標【特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上】

	H 2 6
特定健康診査の実施率	3 0 %
特定保健指導の実施率	4 0 %

② 脳ドック検診費用助成

脳疾患の早期発見・早期予防のため、活用が広く期待できる脳ドック検診の費用額に対する補助を引き続き行います。

③ ジェネリック医薬品使用推進の取組み

『ジェネリック医薬品お願いカード』の全戸配布および国保新規加入者への窓口や各保健事業の場面を利用した啓発活動を継続します。また、ジェネリック医薬品利用差額通知を年間2回実施し、医療費の削減効果の分析も行います。

④ 専門職による家庭訪問

新居浜国保に加入している方の生活習慣病予防のために、保健師・管理栄養士が家庭訪問を実施し、生活改善を支援します。

⑤ 糖尿病予防教室（スマイル健康塾）の開催

特定健康診査の結果から保健指導非該当ではあるが、血糖値が要注意者である糖尿病予備軍の方を対象に運動や食事などの生活改善を学習します。

(7) 広報啓発事業

市民に国民健康保険制度の周知を図り、制度そのものや各種事業を含め、国保に対する理解や関心を持ってもらうため、広報啓発事業を図っていきます。

① ミニ広報誌である「みんなの国民健康保険」の配布

年に2回（7月、3月）、国民健康保険加入全世帯に配布し、国民健康保険料、国保制度、財政状況、医療費の動向、資格・適用関係など国保全般にわたる関係記事や特定健康診査・特定保健指導の受診啓発、医療費分析の結果から具体的な生活習慣病予防の記事等を掲載し、加入者に理解を深めてもらうよう広報啓発を図っていきます。

② 市政だよりの掲載

国民健康保険料の改定や国保の制度改革に伴う届出・申請事項の変更・医療費分析結果などについて、広報啓発を図っていきます。